

液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令等について

令和 2 年 12 月

経 済 産 業 省

高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

石油・化学プラントにおける設備の高経年化、保安人材の不足が深刻化する一方で、IoT、ドローン、AI 等の新技術の台頭は、保安力の維持・向上、生産性の効率化を実現する潜在力を秘めている。こうした背景から、当省は、官民連携の下、新技術を産業保安に効果的に活用する「スマート保安」を推進するため、「スマート保安官民協議会」を立ち上げ、高圧ガス保安分野のアクションプランを策定したところである。

本アクションプランは、スマート保安推進に向けた官民それぞれの役割と実施すべき項目が定められている。官のアクションプランでは、民の取組を強力に促進するため、高度な自主保安力を有する事業者に対して規制を合理化し、事業者の裁量を更に拡大することを施策の一つに掲げている。今回の改正は、スマート保安推進に向けて最も先進的な取組をしているスーパー認定事業者制度のインセンティブを強化するため、スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡大を図るために省令及び通達を改めるものである。

また、法令により求められる点検に新技術の活用が可能である旨を明確化するため通達を改める。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 高圧ガス保安法第 14 条第 1 項及び第 4 項、第 19 条第 1 項及び第 4 項並びに第 24 条の 4 第 1 項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて（20180323 保局第 13 号。以下「軽微変更通達」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号。以下「一般則例示基準」という。）

- ・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第4号。以下「液石則例示基準」という。）
- ・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第5号。以下「コンビ則例示基準」という。）
- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第1号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

（1）スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡大【液石則、一般則、コンビ則、軽微変更通達、基本通達】

①概要

第一種製造者は、法第14条第1項ただし書きに規定する製造のための施設の位置、構造又は設備について、経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしたときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならないこととされている。経済産業省令で定める軽微な変更の工事のうち、特定認定事業者（スーパー認定事業者）については、特定設備の取替えの工事のうち、一定の条件の下で施工される一部の工事のみについて軽微な変更の工事として認められており、その他多くの変更工事については、都道府県知事の許可を要することとされている。

今回、事業者からの要望を踏まえ、また、法に基づく許認可の執行権限を有する自治体の意見も聴取しつつ、高圧ガス保安協会の技術的支援を得て安全性を評価した上で、特定設備の軽微な変更の工事の要件を拡大するための改正を行う。

②具体的な規定の内容

従来、都道府県知事による許可を要する特定設備の変更の工事について、都道府県知事への届出で足りる軽微な変更の工事に見直す。ただし、特定設備の変更の工事には、事故・災害等のリスクを伴うため、変更の工事の際に第三者の関与を求めることとする。また、特定設備検査規則の施行前（昭和51年2月21日以前）に設置された特定設備については、法令上、軽微な変更の工事として規定されていないため、これらの設備についても軽微な変更の工事とする改正を行う。

（2）法定点検における新技術の活用の明示【一般則例示基準、液石則例示基準、コンビ則例示基準】

①概要

第一種製造者等は、一般則第6条第2項第4号、液石則第6条第2項第4号又はコンビ則第5条第2項第5号等の規定に基づき、製造設備等の使用開始時及び使用終了時の点検並びに1日に1回以上の日常点検を行うこととされている。

今般、ドローン、ロボット、センシング、AI等の新技術の普及により、点検業務においても、これらの新技術の検証・導入により保安力の向上、業務の効率化等が期待されていることから、これらの新技術を活用することが可能であること

を明確化する。

②具体的な規定の内容

各規則に基づく例示基準において、新技術の導入が可能であることを明確化するための改正を行う。

(3) その他表現の適正化等【軽微変更通達、一般則例示基準、基本通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和2年12月23日～令和3年1月21日
令和3年2月

パブリックコメント
公布・施行（予定）